



**遠藤 誠**  
えんどう まこと  
弁護士



**渡部俊也**  
わたなべ としや  
東京大学政策ビジョン研究センター教授



**日覺昭廣**  
にっかく あきひろ  
審議会副議長／知的財産委員長  
東レ社長



**三浦 惺**  
みうら さとし  
副会長  
日本電信電話会長



〈司会〉  
**棕田哲史**  
むくた さとし  
常務理事

日本の産業競争力強化を実現するためには、イノベーションによる革新的な製品・サービスの創出とともに、知的財産の戦略的な活用が重要な鍵となる。政府は、昨年六月に「知的財産政策ビジョン」と「知的財産政策に関する基本方針」を取りまとめ、具体的な取り組みを始めている。イノベーションにおける知財の役割、職務発明制度や技術情報の不正取得などの具体的な問題、グローバル時代における知財のあり方等について検討し、今後の制度改正の行方を探る。

◆ 座談会 ◆

Round-table Discussion

**産業競争力強化に資する  
知的財産戦略**



世界中の国と企業がイノベーション競争を行っている現在、イノベーションの「やり方」の競争が起こり、オープンイノベーションなど新しいイノベーションが生まれている。日本企業は、こうした背景を踏まえて知財マネジメントを行わなければならない。職務発明については、企業に権利を帰属させるのが妥当だと考える。営業秘密・技術情報の保護に関しては、政府として保護の水準を上げるとともに、企業側も情報管理を強化すべきだろう。（渡部俊也）



日本企業が国際競争力を維持していくためには、不断のイノベーションが不可欠であり、そのなかで知的財産戦略が非常に重要になってくる。これまで経団連では、職務発明の法人帰属化、営業秘密・技術情報の保護強化など、国内外での知財基盤整備に関する提言を行ってきた。昨年来、政府も知財分野に対して前向きに取り組んでおり、法整備、諸外国への働きかけなどについて、今後の一層の進展を大いに期待する。（三浦 惺）

## イノベーションにおける 知財の重要性

梶田 はじめに、日本の産業競争力強化・経済再生やイノベーション創出、あるいは各社のビジネス展開において、知財がいかなる役割を果たしているか、また今後果たしていくことになるのか、お考えを伺いたいと思います。まず、三浦副会長からお願います。

挑戦し、最先端の技術や新素材を生み出すことで、社会に貢献していきたいと考えています。グローバルな事業展開としては、アジアの新興国や米国など、これから大きな成長が期待できる国や地域で事業を拡大していくことが必要です。そのための技術開発を優位に進めるには、日本国内の競合相手だけではなく、アジア新興国の企業によるキャッチアップを強く意識しなければなりません。このような

### 知財戦略を経営戦略に 組み入れることが不可欠

三浦 世界経済はダイナミックに変化し、ASEAN、インド、中国といった新興国が世界の経済成長を牽引している状況です。また、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）などの進展に伴い、各国間の経済障壁のハードルも低くなっています。さらに、デジタル化、ネットワーク化も進み、高速インターネット網が世界中に普及してきました。これにより、ソーシャルメディアをはじめ、さまざまなサービスが出現し、世界中の情報が瞬時に取得できるようになりました。ヒト、モノ、カネ、情報が簡単に国境を越える、熾烈なグローバル競争の時代であるといえます。そうしたなか、日本企業が国際競争力を維持していくためには、不断のイノベーションが欠かせません。技術革新による生産性の向上を図るプロセスイノベーションに加えて、より重要なのは、従来の発想を超えて、独創的・画期的な商品やサービスを創造するプロダクトイノベーションです。

そのなかで、イノベーションの創出には、知的財産戦略が非常に重要であり、企業は、これを経営戦略に組み込んでいかなければなりません。従来、日本企業は、製造から販売状況のもと、世界に先駆けて開発した新素材・新技術に関する知財は、正當に保護される必要があり、グローバル競争を勝ち抜いていくため、重要な経営資源の一つとなります。知的財産については、特許権等の知的財産権を取得し、一方でノウハウ等を秘匿することによって、他社の参入を困難にするという面があります。特許権等は、基本発明から改良発明、関連発明まで、特許網として取得することが重要ですが、素材メーカーでは、種々の製品に使用される可能性があるので、革新的な用途に関する発明の保護も必要になります。最近では、最終製品メーカーとの共同開発を行う機会が増えていることから、新たな機能を有する製品としての発明を権利化することも視野に入れなければなりません。

また、特許出願しても、進歩性が認められにくいなどの理由から権利化が困難であったり、権利化しても権利活用が難しかったりする製造技術などは、新興国企業のキャッチアップを抑制するという意味で、重要なノウハウとして秘匿し保護するといった工夫も必要です。権利化しにくいものを、特許出願明細書に記載して開示することによって、重要な技術情報が漏えいしないように、特許出願にあたっては、権利化すべきものと秘匿すべきものを切り分けて、適切に情報管理をする必

まで自社で行う、自前主義をベースにしてきました。しかし、これからは、自社のリソースだけでなく、他の分野、海外の知財を取り入れて、コラボレーションしていくことが、競争力の源泉となります。

スマートフォン、スマートハウス、スマートシティーなど、さまざまな言葉に「スマート」が付けられることに象徴されるように、知の結集によって、製品、サービス、コミュニティまでつくり上げる時代です。したがって、知財戦略は、企業の今後を左右する位置付けにあるといっても過言ではないと考えられます。

梶田 日覺委員長はいかがでしょうか。

### 知財はグローバル競争を 勝ち抜くための重要な経営資源

日覺 当社のような素材メーカーでは、革新的な新素材や新技術を創出し、高付加価値製品によって事業拡大を行うことが重要です。さらに、素材の品質・性能向上だけでなく、最終製品の抜本的な性能向上、製品のライフサイクル全体における環境負荷低減やコストダウンなど、新しい価値の創造によるイノベーションにも取り組んでいます。すべての製品のもととなる素材には、社会を本質的に変える力があり、世界に先駆けて、技術革新に

要があります。

近年は、大学との共同研究、国家プロジェクトへの参加など、自社の技術と他社の技術を融合するオープンイノベーションが増えています。そのなかにおいても知的財産の取り扱いが重要になってきます。開発プロジェクトに寄与した者が適切に成果を得ることができるよう、事前に権利関係を調整しておく必要もあります。そうすることで、次の先端材料、高付加価値製品の研究・開発への投資が可能となり、優位な競争力を維持しつつ、研究・技術開発が継続できます。

同時に、グローバルに知財戦略を展開するためには、それを担う知財人材の確保、育成が重要です。事業がグローバル化するにつれて、知財戦略もグローバル化しており、アジア新興国等における適切な権利取得・活用を含めた知財活動を、日本の企業と海外関係会社とがベクトルを合わせて、ともに推進していかなければなりません。

梶田 お二人の話をお聞きになって、日本企業の知財戦略について、渡部先生はどのようなお考えになりますか。

### イノベーションの「やり方」の 競争が始まっている

渡部 近年、世界中の国と企業がイノベー



天然資源を海外に依存する日本にとって技術力は生命線であり、それを守るために知的財産権がある。技術力を持った日本企業は、中国などの新興国市場で国際競争を勝ち抜くために、知財を有効に活用することが重要である。グローバルな営業秘密侵害に関しては、ライセンスや海外子会社、退職者からの秘密漏えいに注意し、きめ細かい情報管理が求められる。また、知財に関する法整備を進めている東南アジア諸国等に対しては、日本の専門家の派遣、さまざまなメリットの提供などで、制度調和を図るべきである。(遠藤 誠)

**海外における知財問題の  
多様性を考えるべき**

遠藤 天然資源を海外に依存する日本にとって、科学技術力、イノベーションは生命線と

ます。 梶田 遠藤先生、実務家としてのお立場からはいかがでしょうか。

知的財産は、グローバル競争を優位に勝ち抜くための重要な経営資源の一つである。職務発明制度については、法人帰属化に向けて、抜本的な見直しが行われることになった。営業秘密保護の強化に関しては、経団連として、営業秘密保護に特化した新法の制定、「営業秘密管理指針」の改定を通じた運用の見直し、官民フォーラムの実行ある運営などを積極的に働きかけている。(日覺昭廣)



な労働力や資源を得ることがそのまま収益につながってきたからです。日本は、もともと天然資源が無かったため、現在のプロセスイノベーションに相当する工夫を行うことで、経済を発展させてきました。

三浦副会長がおっしゃったように、今後は、プロセスイノベーションに加えて、プロダクトイノベーションが重要になることは間違いありません。加えて、イノベーションのやり方のイノベーションが始まっていることにも注目しなければなりません。日覺委員長がおっしゃったオープンイノベーションも、その一つです。ほかにも、デザインドリブンイノベーション、リバーズイノベーションなど、「〇〇イノベーション」の重要性を掲げている者は大勢います。

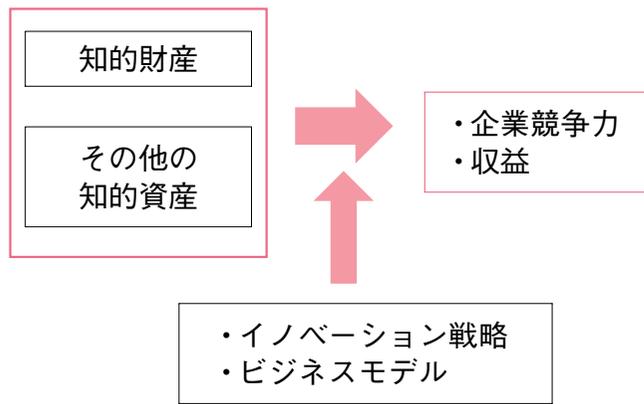
一瞬にして情報が伝わり、モノが流通するグローバル経済のなかでは、ちょっとした工夫で新しいビジネスモデルが創出され、目覚ましい成果を上げていきます。そこで、イノベーションの「やり方」の競争が起こってくるわけで、企業は、そのようなイノベーションの成果を保護する戦略を持たなければなりません。イノベーションによって得られた成果の占有可能性を高めるために知財制度が位置付けられるのですが、一方で、特許などの知財権が直接、競争力に結び付くという構造

いえるものです。それを守るために知的財産権があります。イノベーションと知財の関係については、私が考えるには、これからイノベーションを起こそうという場合には、知財はあまり役に立ちません。むしろ、イノベーションが完成し、ある程度シーズを持っている立場の者が、自分の権利を守るためには、知財制度は大いに役に立つということです。その意味では、技術力を持つている現在の日本企業が、中国をはじめとする新興国市場において国際競争を勝ち抜くうえで、知財を有効に活用でき、また、そうすべきであると考えます。

中国に限って考えてみても、日本企業の知財問題は多岐にわたります。例えば、特許出願などの権利化もあれば、権利化の後に権利行使して訴訟を起こすこともあります。中国に研究開発拠点をつくる場合もあれば、中国企業に技術移転する場合もあります。また、最近、中国では特許と標準化の関係が議論されており、これも大きな問題です。日本企業が海外での知財戦略を考える際に、そうした多様な側面があることを念頭に置く必要があります。

中国は、日本にとって重要なパートナーであり、多くの日本企業が進出する一方、さまざまな知財問題に直面しています。中国はか

図表1 知的財産と競争力



提供：渡部俊也氏

ではなくなってきたりしています。イノベーションの「やり方」、ビジネスモデルが有効でなければ、技術資産、特許資産も役に立ちません(図表1参照)。

そういう背景を踏まえて、イノベーション戦略、知財マネジメントを考えるべきです。知財マネジメントは、資産として知財を保護するだけではなく、どのような契約を結ぶか、どのようなビジネスモデルで活用するかといったことも含め、ビジネスモデルを実現するためのツールとして知財を活かす必要があります。

**職務発明制度の  
見直しに向けて**

梶田 次に、わが国の知財政策・制度の抱える個別の問題についてご意見を伺いたいと思います。

昨年大きな前進のあった論点として、「職務発明制度」があげられます。この問題については今般、抜本的な見直しが図られようと

つて、「世界の工場」といわれ、安い労働力を武器に海外から生産を受託することで経済が成り立っていました。しかし、近年、賃金が年率一五%程度上昇し、安価にモノを生産することができなくなっています。日本企業が海外生産拠点をつくる際には、東南アジア、インドなどに目を向け始め、中国も生き残りに必死になっています。

そうしたなか、中国は「自主創新政策」を採っています。自国でイノベーションを創出しようという試みですが、なかなかうまくいっていないようです。実用新案、意匠の出願件数は膨大ですが、レベルが低いと思われるものも多くあります。とはいえ、日本企業が中国でビジネスを展開する際、知財権侵害の有無の調査が困難になっていることは間違いありません。



知的財産政策を担当される山本一太大臣は、職務発明制度について検討する場として、大臣直轄の「イノベーション推進のための知財政策検討ワーキンググループ」を設置し、昨年八月から十月にかけて三回開催しています。私もこのワーキンググループのメンバーとして参加し、職務発明が対価請求権のない法人帰属となった場合でも、企業は発明者に対するインセンティブ施策の手を緩めることはない」と説明しました。

ワーキンググループの議論を経て、山本大臣が所感というかたちで、「産業界が発明者のインセンティブ確保に取り組むことを前提として制度改正が可能になる」との意見を表明されました。これを受けて、経団連が、今年二月に声明を出したことは、先ほど三浦副会長からご説明のあったとおりです。

「知的財産政策ビジョン」や「知的財産推進計画二〇一三」の進捗状況を評価し、二〇一四年の推進計画に反映させる目的で、知財戦略本部に「検証・評価・企画委員会」も新設されました。このなかでも職務発明制度について議論されました。こうした議論の結果、既定のスケジュールの前倒しが決まり、今年度は、産業構造審議会の知的財産分科会・特許制度小委員会において、職務発明制度の抜本的見直しに向けた本格的な検討が始まります。

していますが、三浦副会長より、経団連の取り組みについてお話しいただけますか。

### 職務発明の法人帰属化に向けた経団連の取り組み

三浦 職務上の発明についての特許を受ける権利については、諸外国では法人帰属が一般的です。しかし、日本ではまず従業員に権利が帰属し、その後、対価を払うことによって法人に譲渡されるという、従業員帰属となっています。二〇〇四年に見直しが行われましたが、依然として訴訟リスクが残っており、予見可能性も低いのが実態です。

経団連としては、従業員に対するインセンティブは非常に重要と考える一方、企業など法人における研究開発は、法人側がリスクを取って投資するので、職務発明については法人帰属が妥当だと訴えてきました。昨年二月に取りまとめた政府の「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた提言においても、この問題を取り上げています。五月には、あらためて職務発明の法人帰属化を求める提言も公表しました。

その後の政府における議論などを見ると、法人帰属に対する理解は相当進んできたと思います。一方で、「従業員に対するインセンティブが低下するのではないか」「対価が正

棕田 お二人のお話のとおり、今後、産業構造審議会において、具体的な制度改正の議論が行われます。渡部先生には、議論のポイントがどこにあるか、お考えをお示しいただけますか。

### 金銭的報酬がモチベーションを高めるとは限らない

渡部 私は、日覚委員長からお話のあった知財本部の「検証・評価・企画委員会」の座長を務めています。ここでは、あくまで個人的な見解としてお話しします。

最近、企業における知財戦略として注目されている一つとして、特許権を取得したうえであえてオープンにする、パテントコモンスという手法があります。知財を無償で提供することになるので、企業に直接的な収入はありません。しかし、現行の特許法では、企業は、知財を活用する以上、発明者は相当の対価請求権があります。大正時代から、権利は発明者に帰属し、企業に譲渡するという構造は変わっていないのです。知財の活用実態が大きく変化していることを鑑みると、企業に帰属させることが妥当だと考えます。

インセンティブとモチベーションの関係については、金銭報酬が時々の個人の業績に連動して上下するという方法がいつでも望ま

当に支払われないのではないかと懸念もあるようです。この点について、今年二月、経団連は、「仮に法人帰属になっても、優秀な人材を確保し、モチベーションを維持向上させていくための措置は継続する」という趣旨の声明を出しました。

棕田 日覚委員長は、知的財産戦略本部の専門調査会やワーキンググループなど多くの会合のメンバーとなつていますが、議論に参加されていた立場から、こうした政府の動きについてお話しいただければと思います。

### 職務発明制度の抜本的見直しに向けた政府の検討

日覚 政府は昨年六月に「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定し、そのなかで職務発明制度について「抜本的な見直し」を行う旨を明記しています。その後、知財戦略本部が決定した「知的財産推進計画二〇一三」の工程表では、二〇一三年度は調査研究を行い、二〇一四年度はその結果を踏まえて審議会を開催し、二〇一四年の年央までに論点を整理し、年度内に結論を得るというスケジュールが示されました。

これに従って、昨年七月から今年一月にかけて、延べ一四回の調査研究委員会が開催され、報告書が取りまとめられました。また、

いとはいえません。米国では、かつて金銭報酬がモチベーションを高めるという考え方が主流でしたが、現在は、金銭報酬がむしろモチベーションを損なう場合があるという考え方も同時に定説になりつつあります。

例えば、研究者が研究活動そのものに喜びを感じていて、職務遂行とモチベーションが結び付いている場合、そこに金銭報酬を割り込ませると、そのインパクトが大き過ぎるため、かえってモチベーションを阻害してしまうことがあります。そのため、米国の企業には、業績を上げた社員、発明をした社員に対して、非金銭報酬で報いる方法を重視しているところも少なくありません。例えば、社長からのダイナーへの招待や、その社員の名前で寄付をするなど、名誉を与える方法はさまざまです。いずれにせよ、発明に対する金銭報酬には慎重になるべき特性があり、法律で一律に強制することは問題です。

ただ、大学の研究者に関しては事情が異なります。企業では業績が上がれば待遇面で考慮されますが、大学では、発明はあくまで二次的なものとされるので、法人帰属よりも発明者帰属があつていると思います。法改正によって法人帰属化する場合、企業と大学を分けて行うことが必要です。

棕田 遠藤先生は、いかがでしょうか。

図表2 諸外国の技術情報等の保護の法制度

|                   | 日本              | 米国                         | ドイツ                        | 韓国  |
|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|---|
| 法律                | 不正競争防止法<br>(*1) | 経済スパイ法                     | 不正競争防止法                    | 不正競争防止及び<br>営業秘密保護法、<br>産業技術の流出防止<br>及び保護に関する法律 |
| 行為者処罰①<br>懲役      | 10年以下           | 10年以下                      | 3年以下                       | 5年以下  |
| 行為者処罰②<br>罰金      | 1000万円以下        | 上限なし                       | 上限なし                       | 利得の2倍以上<br>10倍以下                                |
| ①と②の併科            | ○               | ○                          | ×                          | ○   |
| 法人処罰              | ○               | ○                          | ○(行政罰)                     | ○   |
| 法人処罰の<br>罰金       | 3億円以下           | 500万ドル以下                   | 100万ユーロ<br>以下              | 個人と同じ   |
| 国外での使用・<br>開示     | ○刑事罰対象          | ○刑事罰対象                     | ○刑事罰対象                     | ○刑事罰対象  |
| 国外での使用・<br>開示の重罰化 | ×               | 外国政府が関与<br>した場合、厳罰<br>(*2) | ○<br>5年以下                  | ○<br>10年以下                                      |
| 非親告罪化             | ×               | ○                          | ×(訴追に<br>特別の利益がある<br>場合は○) | ○   |

\*1：国内での刑事罰適用判例は13件。判決内容は懲役が最長2年6月(全件執行猶予付き)、罰金刑が最高200万円  
\*2：米国では、外国政府が関与した場合、行為者15年以下and/or50万ドル以下、法人1,000万ドルまたはその営業秘密が有した価値の3倍を上限とする罰金

中国の発明者保護政策は  
イノベーション創出に逆効果

遠藤 そもそも、発明者帰属には合理性はなく、職務発明の法人帰属化を一刻も早く進めるべきです。会社組織における研究開発者は、会社の設備を使って、勤務時間中に業務命令で研究開発を行っている以上、その成果が法人に帰属するのは当然のことです。

中国では、職務発明は法人帰属になっています。ただ問題なのは、法人帰属にしようとして、法人は職務発明者に対して報奨金を支払うことが法律上義務付けられていることです。しかも、会社と従業員の労働契約、社内の就業規則などで報奨金の支払いについて定められていればそれが優先されるのですが、定めがない場合や不明確な場合、実施細則に定められた割合以上を払わなければなりません。発明を自社で活用する場合は利益の二%以上、第三者にライセンスした場合はライセンス料の一〇%以上とされ、かなり高い水準です。実際、中国の判例を見ると、実施細則以上の報奨金が認められているケースも多くあります。

私の知る限り、中国において、日系企業の職務発明に関する訴訟はまだありませんが、時間の問題であり、いずれ訴訟が起こるでしょう。

〔図表2参照〕。

経団連では、昨年二月の提言のなかで、営業秘密・技術情報の保護強化を求めており、さらに、今年二月には、提言「海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止す

よう。

中国政府は、イノベーション国家を目指す「自主創新政策」に基づき、発明者を保護しようとしています。しかし、私も、渡部先生と同じように、知財や職務発明に対する報奨金は、イノベーション創出という観点からは効果が低いと考えています。実際、一九六〇年代の日本は、技術革新によって高度経済成長を果たしてきましたが、当時、職務発明制度はほとんど関心を持たれていませんでした。小泉政権の時代に「知財立国」が叫ばれたこと、「青色LED訴訟」の東京地裁判決で六〇〇億円という対価が相当だと認められたことで、日本でも注目されるようになりましたが、これはごく最近のことです。

研究開発者は、金銭的なものよりも、科学探究心、社会的評価、社会への貢献、上司からの評価、人事上の昇進などによって動機付けされるものです。したがって、私は、中国の政策はイノベーション創出には効果がないとみています。もしかすると、中国は、日本の職務発明制度を参考にして法整備を行ったのかもしれませんが、中国が報奨金を増額する政策を採っても、実用新案や意匠ばかりが増え、「質より量」の傾向にますます拍車がかかることでしょう。

ための対策強化を求める」を公表しました。そのポイントは、次の三点です。

一つ目は、現行の不正競争防止法から営業秘密、技術情報に関する規定を切り出し、これらを保護する目的に特化した新法を策定することです。

新法では、罰則規定を強化するとともに、手続きなど企業の負担を軽減すべきとしています。

二つ目は、経産省が策定している「営業秘密管理指針」を改定し、現行の不正競争防止法で保護の要件とされる、「秘密管理性」が認定されるために企業が最低限なすべき事項を明確化する

営業秘密の  
保護に向けて

棕田 職務発明制度と並んで、見直しの機運が高まってきた課題として、営業秘密の保護があげられます。営業秘密の保護強化については、経団連でも政府に対応を求めてきたところですが、その問題意識や経団連の取り組みの経緯等について、三浦副会長よりお話しただけですか。

海外競合企業による  
技術情報等の不正取得・  
使用を抑止するために

三浦 グローバル競争が熾烈になり、企業が経営戦略上、特許化せずに秘匿している営業秘密、ノウハウ、技術情報など、権利化されていない知的財産の流出が大きな問題になっています。管理が不十分であることに起因する漏えい、流出もあります。海外の競合企業による不正な取得・使用が行われているケースも出ています。これは個別企業の問題にとどまらず、国の産業競争力の低下・国富の損失にもつながります。米国や韓国では罰則規定の強化や体制の整備に取り組んでいます。日本も早急に対応する必要があります。

ることです。同指針の改定を通じ、裁判所の判断が企業実務に合致したものに改善されるとともに、捜査当局のより積極的な関与が期待されます。

三つ目は、経団連が提案した「官民フォーラム」を早期に創設することです。本フォーラムでは、企業からの被害事例や海外の事例などを収集し、官民で共有することが求められます。

棕田 企業の情報管理体制の整備は必要なことですが、国としてとるべき対策も、しっかりと講じていただきたいと考えております。そこで、政府の検討状況について、日覺委員長からご意見をいただければと思います。

法制化の検討と同時に  
実務面の改善を急ぐべき

日覺 昨年六月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」では、「営業秘密漏えいに関する保護を強化するための環境整備を推進する」と明記されました。また、知的財産戦略本部が決定した「知的財産政策ビジョン」および「知的財産推進計画二〇一三」においては、不正競争防止法の検討、民事・刑事手続きのあり方の検討、官民フォーラムの検討、企業への支援の実施等が施策としてあげられています。

これらの施策のなかで、官民フォーラムについては、すでに設立に向けた準備会合が行われています。一方で、法改正については、その必要性を検討するなど、いまだ予備検討にとどまっています。

その後、知的財産戦略本部の「検証・評価・企画委員会」においても、営業秘密保護について議論がなされてきましたが、今年二月から、同委員会の下に営業秘密に関するタスクフォースが設けられ、具体的施策について検討が行われる予定です。

営業秘密保護に関しては、米国の政策が進んでいると感じます。国をあげて保護に取り組んでおり、事例も数多くあるので、まずは米国の取り組みを参考にすべきだと思います。

法制化に向けて、実務面での改善をアピールしていくことも大切ですので、経団連として今後も積極的な働きかけを行っていきます。

梛田 この問題については、政府が前向きな姿勢を示していることもあり、経団連としても、速やかな見直しを求めていきたいと考えています。経団連の提言でも多くの具体的な課題を指摘していますが、営業秘密の保護強化に向け、最優先で取り組むべき課題、あるいは見直しに時間がかかると思われる課題について、遠藤先生はどのように見えていますか。

新するコストや労力がかかることも、あらかじめ理解しておく必要があります。

梛田 経済産業省では現在、官民フォーラムの創設に向けた準備を進めています。この官民フォーラムを実効性あるものとしていくためには、どのような機能を持たせるべきか、米国の事例等を参考に、渡部先生のお考えをお聞かせください。

**日本企業は情報管理を強化すべき**

渡部 事例を調査すると、遠藤先生のお話のとおり、情報漏えい・流出のパターンは実にさまざまであることがわかります。特に、情報がほとんどデジタル化されている昨今では、サイバー空間を通じた技術流出が問題となっています。企業には毎日、大量の標的型メールが送りつけられています。防備しなければ、情報は垂れ流しになってしまふほど、リスクが高まっています。

経済産業省が行ったアンケート調査によると、一割以上の企業が、「人による情報漏えいが明らかにあった」「おそらくあった」と答えています。なかには、被害額を一〇億円以上と推定している企業もありました。こうした実態から見ても、早急な対策が必要であることは間違いありません。官

**きめ細かい情報管理体制の整備**

遠藤 営業秘密の保護強化は、日本企業にとって非常に重要なテーマであると認識しています。日本では、不正競争防止法の類案を改正により、保護が手厚くなっていますが、まだ完全ではありません。

営業秘密が侵害される類型はさまざまです。例えば、産業スパイのように競合他社から社員を入社させて秘密情報を奪い取る場合、ライセンサーから流出する場合、M&Aによって海外に流出する場合などがあり得ます。その対策は、類型ごと、ケースごとに講じる必要があります。

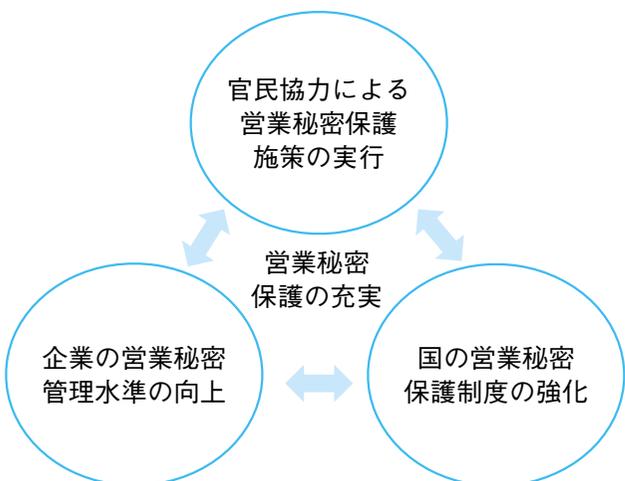
不正競争防止法でも、それぞれのケースに対応した改正を行うべきではないでしょうか。これまではそうした各論的な視点があまりなく、総論的に営業秘密侵害行為に対する保護を厚くしてきました。

とはいえ、営業秘密の漏えい・流出を一〇〇%防止することは不可能です。営業秘密にも重要性のランクがあります。自社にとってコアとなる技術は、外部に出すべきではなく、海外の子会社に出したり、ライセンス契約で他社に教えたりすることには大きなリスクがあります。

民フォーラムは、企業における情報漏えいの実態を把握するためにも、警察などの協力を得て、官民で情報を共有し、対策を考えていく必要があります。

米国には、「経済スパイ法」など、企業の営業秘密・技術情報の保護に関する制度が整備されています。韓国でも、二〇〇七年に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」が制定されました。日本も早く保護水準を上げなければ、グローバル化のなかで企業の知財マネジメントはますます難しくなっていくでしょう。

図表3 営業秘密保護の充実のための施策



提供：渡部俊也氏

他方、海外の国に目を転じると、必ずしも営業秘密保護に手厚い制度の国ばかりではありません。例えば、インドには、営業秘密保護に関する明文規定がありません。日本国内での保護ばかりを手厚くしても、限界があることも事実です。

また日本では、営業秘密に対する企業ごとの姿勢、ポリシーも千差万別です。営業秘密保護に熱心な企業は詳細な情報管理規程を設けていますが、無きに等しい企業もあります。政府の「営業秘密管理指針」を知ってはいいても、実際に十分な対策ができていないとは限りません。

グローバルな営業秘密侵害という点で、日本企業が特に注意すべきは、ライセンサーからの秘密漏えい、海外の子会社からの秘密漏えいです。加えて、労働市場もグローバル化しており、一方でリストラを行う日本企業も多いため、退職者による技術流出にも注意が必要です。

情報管理規程や秘密保持契約など、ルールだけを決めても万全ではありません。即効性があるのは、物理的な対策です。例えば、パスワードをかける、重要資料を置いてある部屋には指紋認証システムを導入するなどといったことです。ただ、技術革新が進むと抜けてもできます。企業は、セキュリティを更

よう【図表3参照】。

一方、日本企業自身も、情報管理を強化すべきです。欧米の企業は、従業員の情報アクセス制限をかなり緻密に行うなどコストもかけています。これまで日本企業には、終身雇用や家族的経営によって、「社員は身内」という意識がありましたが、グローバル化、雇用の流動化によって、日本企業も転換期にきていることを認識しなければなりません。

**グローバル時代における知財のあり方について**

梛田 国境を越えた営業秘密の不正取得という話も出ましたので、海外にさらに目を向けていきたいと思います。企業活動がますますグローバル化するなか、知財をどう守り、あるいは活用していくかということについてお伺いします。例えば、国際的な制度調和、国際標準化といった問題も非常に重要ですが、渡部先生は、どのようにお考えですか。

**アジアにおける知財戦略のコアをつくる**

渡部 国際的な制度調和は、例えば、TPP（環太平洋経済連携協定）をはじめとする経済

連携協定のなかに知財に関するルールが入るなど、さまざまなかたちで進められています。日本企業が投資や技術移転をしやすいルールづくりが重要です。

一方的に先進国が優位ではなく、遠藤先生が中国の例を話されたように、新興国もイノベーション戦略のなかで知財を活用しようとしています。知財のルールを、新興国、特にASEAN諸国などに導入することで、しっかりとれたかたちで投資や技術移転できるようになります。日本企業は、製造ノウハウをベースにした競争力が生命線なので、営業秘密が保護されないと、技術移転の対象になりません。

欧州では、欧州統一特許制度をつくり、欧州統一特許裁判所を設立して、裁判官を募集しています。アジアにおける知財戦略のコアをつくっていくために、政府も企業も先を見据えて取り組むことが大切です。

棕田 標準化については、各社の取り組みにまだばらつきのあるところです。東レは先進的な取り組みをされていますが、日覚委員長は、どのようにお考えでしょう。

### 「国際標準化戦略」の構築が必要

日覚 電気・電子産業や自動車産業などと比

ていなかったりするという問題に直面することも多くありますが、中国やインド等の事情に詳しい遠藤先生からご意見を伺いたいと思います。

### 新興国の知財関連法づくりに協力すべき

遠藤 近年、新興国、特に東南アジア諸国では、知財に関する法整備が進められています。しかし、基本的には自国産業の保護が中心となっており、日本や米国が要望を出しても、新興国にとってのメリットがないと、制度調和を図ることは難しいのが現状です。

例えば、WTOに加盟する際に「TRIPS協定」(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の条件を満たすことが求められます。WTOへの加盟は、新興国にとって貿易上のメリットが大きいため、知財制度の整備に向けた大きな原動力になるといえます。また、二国間においては、日本企業が、現地に大規模な投資を行う、技術移転をするなど、さまざまなメリットを提供することもできるでしょう。

日本政府もこの分野に熱心に取り組んでいます。例えば法務省は、東南アジアのいくつかの国に対して、法律専門家を派遣し、日本の法律を参考にした法律づくりに協力してい

較してサプライチェーンの川上に位置する素材メーカーも、グローバルに事業を拡大していくうえで、国際標準化の事業戦略における位置付けが重要になっています。

例えば、太陽電池関連事業では、太陽光発電システムの日本および国際標準の整備を進めているJEMA(日本電機工業会)で、太陽電池の耐久性にかかわるバックシートの規格づくりに参画するとともに、IEC(国際電気標準会議)とも連携しています。

また、バイオツール事業では、DNAチップなどのバイオチップの標準化を進めているJMAC(バイオチップコンソーシアム)の運営委員法人の一社となり、バイオ分野で初めてとなる日本発国際規格成立において中心的役割を担ってきました。さらに、「臨床検査及び体外診断検査システム」の規格化にも参画しており、日本における産業創出・拡大に積極的に活用したいと考えています。

膜技術では、MBR(膜分離活性汚泥法)プロセス技術の標準化に取り組んできましたが、最近では、資源・エネルギー問題への貢献が期待できるバイオマスの糖化での膜技術開発が進んでおり、膜利用バイオプロセスの国際標準化も戦略的に進めたいと思います。

ほかにも、二〇一二年に創設された「トップスタンダード制度」の活用例として、樹ます。新興国において日本的な考え方を根付かせることができれば、日本企業にとっても法的リスクの予見性が高まるなどのメリットがあるでしょう。

標準化については、中国は特に積極的です。国際標準化にも取り組んでいます。国家標準に關しても、先日、「国家標準の特許に係る管理規定」という新たな規定を設けました。国家標準と特許の関連性を規定し、国家標準に特許が含まれている場合、一定の条件のもと、特許権者は許諾しなければなりません。

これは、日本企業にとっても重要です。日本企業はこれまで、中国の国家標準の策定過程に積極的に入って、自分たちに有利な内容になるよう働きかけるべきだと考えていました。しかし、今回の規定によると、策定過程に關与すると、自分の知っている特許権を、出願中のものを含めて公開しなければなりません。もし、日本企業が中国の国家標準の策定過程に關与しようとする場合は、そのリスクを十分に考慮して、特許を公開しても自社に有利な内容に持つていけるようにしていく必要があります。

棕田 非常に深刻な問題であるとあらためて実感しました。こうした状況は、個社の取り組みや対策というレベルでは限界があると思

脂/金属異種材料複合体の特性評価試験方法に関する国際標準化を提案し(大成プラス、東ソー、東レ、三井化学共同)、二〇一三年四月に正式に国際標準化の提案を行いました。JISC(日本工業標準調査会)申請から国際提案まで二カ月程度で処理されており、企業グループなどが特定の技術等について直接国際標準化を提案できるこの制度を活用して、早期の標準化によって主導権を握ることの意義は大きいと思います。

しかし、国際標準化については、各事業での個別対応が中心であり、系統的に戦略を立てているといえる段階ではありません。オープン化とクロス化のバランスをどうするか、仕掛けるタイミングをいつにするかなど、「国際標準化戦略」と呼べる戦略を構築する必要がありますが、まだ緒に就いたばかりです。

素材メーカーとしては、顧客企業から市場まで、幅広い利害関係者を考慮しなければなりません。そのためには、「知財」と「標準化」の連携が行えるよう社内の組織・体制を整備し、公的機関との連携も取っていかねばならないと考えています。

棕田 新興国においては、いまだ知財に関する制度整備が不十分であったり、あるいは制度自体は存在していても適正な執行がなされませんが、政府の果たすべき役割について、三浦副会長はいかがでしょう。

### 国際機関の主要ポストを積極的に取りに行く

三浦 おっしゃるとおり、知財のグローバル化については企業の取り組みだけでは限界があり、政府が前面に立つて取り組む必要があります。

知財制度のルール化やハーモナイゼーションを進めるためには、まず日本において法制度や環境を整えたいので、諸外国に対し積極的に働きかけなければなりません。

また、標準化については、電気通信分野におけるITU(国際電気通信連合)など、さまざまな国際機関がありますが、その幹事国や委員会のトップになることが極めて重要です。しかしながら、現在はそういったポストに就いている日本人の数が減っていますし、他国はポストを獲得するために戦略的な取り組みを行っています。わが国も、企業と政府が連携しながら積極的に活動する必要があると思います。

棕田 本日は貴重なご意見をありがとうございます。

(二〇一四年二月二十八日 経団連会館にて)